

静岡県新型コロナウイルス感染症検査無料化事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正前	改正後
附 則 この要綱は、令和３年１２月２２日から施行する。ただし、第２ウの事業は令和３年１１月２６日以降に実施した検査体制整備について適用する。 この要綱は、令和４年３月３０日から施行し、令和４年１月２６日から適用する。 この要綱は、令和４年４月１２日から施行し、令和４年４月１日から適用する。 この要綱は、令和４年７月１２日から施行し、令和４年７月１日から適用する。	附 則 この要綱は、令和３年１２月２２日から施行する。ただし、第２ウの事業は令和３年１１月２６日以降に実施した検査体制整備について適用する。 この要綱は、令和４年３月３０日から施行し、令和４年１月２６日から適用する。 この要綱は、令和４年４月１２日から施行し、令和４年４月１日から適用する。 この要綱は、令和４年７月１２日から施行し、令和４年７月１日から適用する。 <u>この要綱は、令和４年１０月７日から施行し、令和４年８月２９日から適用する。</u>

別表 1

1 事業の区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助額																																										
定着促進事業	(1) 及び (2) の合計額 (1) 検査キット原価 ①仕入れ日が令和3年12月30日までの場合 <table><tr><th>区分</th><th>上限額</th></tr><tr><td>PCR 検査及び抗原定量検査の場合</td><td>8,500 円 (税込)</td></tr><tr><td>抗原定性検査</td><td>3,500 円 (税込)</td></tr></table> ②仕入れ日が令和3年12月31日から令和4年3月31日までの場合 <table><tr><th>区分</th><th>実施事業者</th><th>上限額</th></tr><tr><td>PCR 検査</td><td>医療機関以外</td><td>8,500 円 (税込)</td></tr><tr><td>及び抗原定量検査の場合</td><td>医療機関 (他機関へ検査委託)</td><td>8,500 円 (税込)</td></tr><tr><td></td><td>医療機関 (自院で検査実施)</td><td>7,000 円 (税込)</td></tr><tr><td>抗原定性検査</td><td></td><td>3,000 円 (税込)</td></tr></table> ③仕入れ日が令和4年4月1日から令和4年6月30日までの場合 <table><tr><th>区分</th><th>実施事業者</th><th>上限額</th></tr><tr><td>PCR 検査</td><td>医療機関以外</td><td>8,500 円 (税込)</td></tr><tr><td>及び抗原定量検査の場合</td><td>医療機関 (他機関へ検査委託)</td><td>8,500 円 (税込)</td></tr><tr><td></td><td>医療機関 (自院で検査実施)</td><td>7,000 円 (税込)</td></tr><tr><td>抗原定性検査</td><td></td><td>1,500 円 (税込)</td></tr></table> ④仕入れ日が令和4年7月1日以降の場合 <table><tr><th>区分</th><th>上限額</th></tr><tr><td>PCR 検査及び抗原定量検査の場合</td><td>7,000 円 (税込)</td></tr><tr><td>抗原定性検査</td><td>1,500 円 (税込)</td></tr></table> (2) 各種経費等 1 回あたり一律 3,000 円 (税込)	区分	上限額	PCR 検査及び抗原定量検査の場合	8,500 円 (税込)	抗原定性検査	3,500 円 (税込)	区分	実施事業者	上限額	PCR 検査	医療機関以外	8,500 円 (税込)	及び抗原定量検査の場合	医療機関 (他機関へ検査委託)	8,500 円 (税込)		医療機関 (自院で検査実施)	7,000 円 (税込)	抗原定性検査		3,000 円 (税込)	区分	実施事業者	上限額	PCR 検査	医療機関以外	8,500 円 (税込)	及び抗原定量検査の場合	医療機関 (他機関へ検査委託)	8,500 円 (税込)		医療機関 (自院で検査実施)	7,000 円 (税込)	抗原定性検査		1,500 円 (税込)	区分	上限額	PCR 検査及び抗原定量検査の場合	7,000 円 (税込)	抗原定性検査	1,500 円 (税込)	無症状の者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組むのために必要な検査に要する費用	第2 欄に定める基準額に検査数を乗じて得た額と第3 欄に定める対象経費の合計からその他の収入を控除した全額のいずれか少ない方の額
	区分	上限額																																											
	PCR 検査及び抗原定量検査の場合	8,500 円 (税込)																																											
	抗原定性検査	3,500 円 (税込)																																											
区分	実施事業者	上限額																																											
PCR 検査	医療機関以外	8,500 円 (税込)																																											
及び抗原定量検査の場合	医療機関 (他機関へ検査委託)	8,500 円 (税込)																																											
	医療機関 (自院で検査実施)	7,000 円 (税込)																																											
抗原定性検査		3,000 円 (税込)																																											
区分	実施事業者	上限額																																											
PCR 検査	医療機関以外	8,500 円 (税込)																																											
及び抗原定量検査の場合	医療機関 (他機関へ検査委託)	8,500 円 (税込)																																											
	医療機関 (自院で検査実施)	7,000 円 (税込)																																											
抗原定性検査		1,500 円 (税込)																																											
区分	上限額																																												
PCR 検査及び抗原定量検査の場合	7,000 円 (税込)																																												
抗原定性検査	1,500 円 (税込)																																												
一般検査事業		感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、検査受検要請 (感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる新型インフルエンザ等対策特別措置法第24 条第9 項等に基づくものに限り。) に応じて受検した検査に要する費用																																											

別紙 1

1 事業の区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助額																																										
定着促進事業	(1) 及び (2) の合計額 【1】検査日が、令和4年8月28日以前 (1) 検査キット原価 ①仕入れ日が令和3年12月30日までの場合 <table><tr><th>区分</th><th>上限額</th></tr><tr><td>PCR検査及び抗原定量検査の場合</td><td>8,500円(税込)</td></tr><tr><td>抗原定性検査</td><td>3,500円(税込)</td></tr></table> ②仕入れ日が令和3年12月31日から令和4年3月31日までの場合 <table><tr><th>区分</th><th>実施事業者</th><th>上限額</th></tr><tr><td>PCR検査</td><td>医療機関以外</td><td>8,500円(税込)</td></tr><tr><td>及び抗原定量検査の場合</td><td>医療機関(他機関へ検査委託)</td><td>8,500円(税込)</td></tr><tr><td></td><td>医療機関(自院で検査実施)</td><td>7,000円(税込)</td></tr><tr><td>抗原定性検査</td><td></td><td>3,000円(税込)</td></tr></table> ③仕入れ日が令和4年4月1日から令和4年6月30日までの場合 <table><tr><th>区分</th><th>実施事業者</th><th>上限額</th></tr><tr><td>PCR検査</td><td>医療機関以外</td><td>8,500円(税込)</td></tr><tr><td>及び抗原定量検査の場合</td><td>医療機関(他機関へ検査委託)</td><td>8,500円(税込)</td></tr><tr><td></td><td>医療機関(自院で検査実施)</td><td>7,000円(税込)</td></tr><tr><td>抗原定性検査</td><td></td><td>1,500円(税込)</td></tr></table> ④仕入れ日が令和4年7月1日以降の場合 <table><tr><th>区分</th><th>上限額</th></tr><tr><td>PCR検査及び抗原定量検査の場合</td><td>7,000円(税込)</td></tr><tr><td>抗原定性検査</td><td>1,500円(税込)</td></tr></table> (2) 各種経費等 1回あたり一律3,000円(税込)	区分	上限額	PCR検査及び抗原定量検査の場合	8,500円(税込)	抗原定性検査	3,500円(税込)	区分	実施事業者	上限額	PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)	及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)		医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)	抗原定性検査		3,000円(税込)	区分	実施事業者	上限額	PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)	及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)		医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)	抗原定性検査		1,500円(税込)	区分	上限額	PCR検査及び抗原定量検査の場合	7,000円(税込)	抗原定性検査	1,500円(税込)	無症状の者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組みのために必要な検査に要する費用	第2欄に定める基準額に検査数を乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の合計からその他の収入を控除した全額のいずれか少ない方の額
区分	上限額																																												
PCR検査及び抗原定量検査の場合	8,500円(税込)																																												
抗原定性検査	3,500円(税込)																																												
区分	実施事業者	上限額																																											
PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)																																											
及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)																																											
	医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)																																											
抗原定性検査		3,000円(税込)																																											
区分	実施事業者	上限額																																											
PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)																																											
及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)																																											
	医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)																																											
抗原定性検査		1,500円(税込)																																											
区分	上限額																																												
PCR検査及び抗原定量検査の場合	7,000円(税込)																																												
抗原定性検査	1,500円(税込)																																												
一般検査事業	(1) 及び (2) の合計額 【1】検査日が、令和4年8月28日以前 (1) 検査キット原価 ①仕入れ日が令和3年12月30日までの場合 <table><tr><th>区分</th><th>上限額</th></tr><tr><td>PCR検査及び抗原定量検査の場合</td><td>8,500円(税込)</td></tr><tr><td>抗原定性検査</td><td>3,500円(税込)</td></tr></table> ②仕入れ日が令和3年12月31日から令和4年3月31日までの場合 <table><tr><th>区分</th><th>実施事業者</th><th>上限額</th></tr><tr><td>PCR検査</td><td>医療機関以外</td><td>8,500円(税込)</td></tr><tr><td>及び抗原定量検査の場合</td><td>医療機関(他機関へ検査委託)</td><td>8,500円(税込)</td></tr><tr><td></td><td>医療機関(自院で検査実施)</td><td>7,000円(税込)</td></tr><tr><td>抗原定性検査</td><td></td><td>3,000円(税込)</td></tr></table> ③仕入れ日が令和4年4月1日から令和4年6月30日までの場合 <table><tr><th>区分</th><th>実施事業者</th><th>上限額</th></tr><tr><td>PCR検査</td><td>医療機関以外</td><td>8,500円(税込)</td></tr><tr><td>及び抗原定量検査の場合</td><td>医療機関(他機関へ検査委託)</td><td>8,500円(税込)</td></tr><tr><td></td><td>医療機関(自院で検査実施)</td><td>7,000円(税込)</td></tr><tr><td>抗原定性検査</td><td></td><td>1,500円(税込)</td></tr></table> ④仕入れ日が令和4年7月1日以降の場合 <table><tr><th>区分</th><th>上限額</th></tr><tr><td>PCR検査及び抗原定量検査の場合</td><td>7,000円(税込)</td></tr><tr><td>抗原定性検査</td><td>1,500円(税込)</td></tr></table> (2) 各種経費等 1回あたり一律3,000円(税込)	区分	上限額	PCR検査及び抗原定量検査の場合	8,500円(税込)	抗原定性検査	3,500円(税込)	区分	実施事業者	上限額	PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)	及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)		医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)	抗原定性検査		3,000円(税込)	区分	実施事業者	上限額	PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)	及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)		医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)	抗原定性検査		1,500円(税込)	区分	上限額	PCR検査及び抗原定量検査の場合	7,000円(税込)	抗原定性検査	1,500円(税込)	感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、検査受検要請(感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づくものに限る。)に応じて受検した検査に要する費用	第2欄に定める基準額に検査数を乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の合計からその他の収入を控除した全額のいずれか少ない方の額
区分	上限額																																												
PCR検査及び抗原定量検査の場合	8,500円(税込)																																												
抗原定性検査	3,500円(税込)																																												
区分	実施事業者	上限額																																											
PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)																																											
及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)																																											
	医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)																																											
抗原定性検査		3,000円(税込)																																											
区分	実施事業者	上限額																																											
PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)																																											
及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)																																											
	医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)																																											
抗原定性検査		1,500円(税込)																																											
区分	上限額																																												
PCR検査及び抗原定量検査の場合	7,000円(税込)																																												
抗原定性検査	1,500円(税込)																																												

1 事業の区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助額								
【1】検査日が、令和4年8月28日以前	(1) 検査キット原価 ア) PCR検査等(上限額) ①1日あたりの総検査件数(医療機関(施設300件を超過に限り)に定める各種検査)における検査実施場所(医療機関・拠点等)ごとの総検査件数(PCR検査等と抗原定性検査の合計件数)を当該検査実施場所(医療機関・拠点等)ごとの検査件数で割った数値、以下同じ。)が50件以下の場合 1日あたりの総検査件数に占めるPCR検査等の件数の割合に50件を乗じて得た数以下の件数については、検査1件あたり2,000円(税込) ②1日あたりの総検査件数が50件を超過、かつ、100件以下の場合 1日あたりの総検査件数に占めるPCR検査等の件数の割合に50件を乗じて得た数を超える件数については、検査1件あたり3,000円(税込) ③1日あたりの総検査件数が100件を超える場合 1日あたりの総検査件数に占めるPCR検査等の件数の割合に100件を乗じて得た数を超える件数については、検査1件あたり3,000円(税込) イ) 抗原定性検査(上限額) 1日あたり1,000円										
	(2) 各種経費等										
	<table><thead><tr><th>区分</th><th>経費(税込)</th></tr></thead><tbody><tr><td>①1日あたりの総検査件数が50件以下の場合</td><td>検査3件あたり2,000円</td></tr><tr><td>②1日あたりの総検査件数が50件を超過、かつ、100件以下の場合</td><td>1日あたりの総検査件数が50件を超える件数については、検査1件あたり1,000円</td></tr><tr><td>③1日あたりの総検査件数が100件を超える場合</td><td>1日あたりの総検査件数が100件を超える件数については、検査1件あたり1,000円</td></tr></tbody></table>	区分	経費(税込)	①1日あたりの総検査件数が50件以下の場合	検査3件あたり2,000円	②1日あたりの総検査件数が50件を超過、かつ、100件以下の場合	1日あたりの総検査件数が50件を超える件数については、検査1件あたり1,000円	③1日あたりの総検査件数が100件を超える場合	1日あたりの総検査件数が100件を超える件数については、検査1件あたり1,000円		
区分	経費(税込)										
①1日あたりの総検査件数が50件以下の場合	検査3件あたり2,000円										
②1日あたりの総検査件数が50件を超過、かつ、100件以下の場合	1日あたりの総検査件数が50件を超える件数については、検査1件あたり1,000円										
③1日あたりの総検査件数が100件を超える場合	1日あたりの総検査件数が100件を超える件数については、検査1件あたり1,000円										

検査体制整備事業	1箇所あたり上限1,300,000円（税込） ※ただし、令和3年度又は令和4年度に必要な初度設備に要する費用に係る補助を既に受けている場合は、当該箇所に係る既補助額を上限額から減じた額とする。	定着促進事業及び一般検査事業の実施にあたり必要な初度設備に要する費用	第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費からその他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額
----------	---	------------------------------------	---

1 事業の区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助額
検査体制整備事業	1箇所あたり上限1,300,000円（税込） ※ただし、令和3年度又は令和4年度に必要な初度設備に要する費用に係る補助を既に受けている場合は、当該箇所に係る既補助額を上限額から減じた額とする。	定着促進事業及び一般検査事業の実施にあたり必要な初度設備に要する費用	第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費からその他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額

様式第2号 ⇒全面改正

様式第2号

事業計画書（実績報告書）（令和 年 月分）

令和 年 月 日

1. 定常促進事業

（1）実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

（2）実施内容

検査種別	検査キット品名	検査キット製造販売事業者	検査 数	キット納入 実績率 (検査数/品名)	キット検査回数 (1回/1人) 数	キット小計 数	各種検査 数	各種検査 小計 数	合計 数
PCR検査及び 抗原定量検査						0	0.000	0	0
						0	0.000	0	0
						0	0.000	0	0
	合計		0			0	0.000	0	0
抗原定性検査						0	0.000	0	0
						0	0.000	0	0
						0	0.000	0	0
	合計		0			0	0.000	0	0

- ※1 単価が高くなるキットを仕入れ、検査に使用した場合には、それぞれのキットごとに件数や仕入実績等を記載してください。
行が不足する場合は別紙にて計算書を追加してください。
- ※2 検査キットの領収書等（支払いが確認できる書類）を添付してください。
単価が高くなるキットを仕入れ、検査に使用した場合には、それぞれのキットごとに領収書等を添付してください。
- ※3 該当期間分の、静岡県新型コロナウイルス感染症検査無料化事業実施要領に定める「添付報告書」を添付してください。

2. 一般検査事業

（1）実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

（2）実施内容

検査種別	検査キット品名	検査キット製造販売事業者	検査 数	キット納入 実績率 (検査数/品名)	キット検査回数 (1回/1人) 数	キット小計 数	各種検査 数	各種検査 小計 数	合計 数
PCR検査及び 抗原定量検査						0	0.000	0	0
						0	0.000	0	0
						0	0.000	0	0
	合計		0			0	0.000	0	0
抗原定性検査						0	0.000	0	0
						0	0.000	0	0
						0	0.000	0	0
	合計		0			0	0.000	0	0

- ※1 単価が高くなるキットを仕入れ、検査に使用した場合には、それぞれのキットごとに件数や仕入実績等を記載してください。
行が不足する場合は別紙にて計算書を追加してください。
- ※2 検査キットの領収書等（支払いが確認できる書類）を添付してください。
単価が高くなるキットを仕入れ、検査に使用した場合には、それぞれのキットごとに領収書等を添付してください。
- ※3 該当期間分の、静岡県新型コロナウイルス感染症検査無料化事業実施要領に定める「添付報告書」を添付してください。

3. 検査体制整備事業

（1）実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

（2）内容

区分	検査の基盤	金額
計		

- ※ 施設整備を施工した際の領収書等（数量・単価等支払いが確認できる書類）を添付してください。
- ※ 計画年度図（簡単な図面等）を添付してください。
- ※ 施設整備を施工した際の写真を添付してください。

4. 補助金（実績）報告書

定常促進事業：補助対象	0円	→0×①×②
一般検査事業：補助対象	0円	→0×③×④
検査体制整備事業：補助対象	0円	→0
補助対象総計	0円	→0×①×②

様式第2号 ⇒全面改正

様式第2号

事業計画書（実績報告書）

● 実施期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

● 一回当たり50件を超える「50件を超える」の実施場所の有無 ⇒選択 ☐無し/2有り

1. 検査キット原価（PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査）

事業種別	検査種別	実施機関名	検査4-3-3		検査実績・総費			
			品目名	製造販売事業者名	キット納入 実績率 (検査数/品名)	検査件数 (回)	検査総費計 (回) × (A) × (B)	
定常促進 事業	PCR検査/ 抗原定量 検査					0	0	
						0	0	
						0	0	
	(PCR検査/抗原定量検査 小計)					0	0	
	抗原定性 検査					0	0	
						0	0	
(抗原定性検査 小計)							0	0
定常促進事業 計							0	0
一般検査 事業	PCR検査/ 抗原定量 検査					0	0	
						0	0	
						0	0	
	(PCR検査/抗原定量検査 小計)					0	0	
	抗原定性 検査					0	0	
						0	0	
(抗原定性検査 小計)							0	0
一般検査事業 計							0	0
合計							0	0

【記入上の注意】

- ①「一回当たり50件を超える実施場所」が無い場合
○「実施場所名」欄 ⇒「全実施場所」等と記載
②「一回当たり50件を超える実施場所」が1箇所でもある場合
○「実施場所名」欄 ⇒「50件を超える実施場所の名称」を記入し、その他の実施場所は「その他の実施場所」等と記載
○「検査件数（回）」「検査総費計（円）」欄 ⇒「50件を超える実施場所」は、「様式第2号（別紙2）」で算出した数値を直接入力
「その他の実施場所」は、「A」に当該品名（B）に件数を入力し、自動計算で算出

- ③「検査キット・品名等」欄
○単価が高くなるキットを仕入れ、検査に使用した場合には、それぞれのキットごとに品名等を記載
※行が不足する場合は、別紙にて計算書を追加
○円を省略するか、「円」として、任意の形式で計算書を追加

【添付資料】

- ① 検査キットの領収書等（仕入の内訳等が確認できる書類）
※単価が高くなるキットを仕入れ、検査に使用した場合には、それぞれのキットごとに領収書等
- ② 実施期間分の、静岡県新型コロナウイルス感染症検査無料化事業実施要領に定める「添付報告書」
※添付報告書の合計は、検査件数（B）欄の合計欄と一致すること

2. 各種検査費

事業種別	実施場所名	検査実績・総費		
		単価 (A)	検査件数 (B)	各種検査費計 (C) = (A) × (B)
定常促進事業		2,500		0
				0
				0
				0
一般検査事業		2,500		0
				0
				0
				0
合計				0

3. 検査体制整備事業

区分	検査の基盤	金額

【添付資料】

- ① 施設整備を施工した際の領収書等（数量・単価等支払いが確認できる書類）
- ② 計画年度図（簡単な図面等）、施設整備を施工した際の写真

4. 補助金（実績）報告書

1. 検査キット原価	2. 各種検査費	3. 検査体制整備費	合計
①	0円	0	0
②	0円	0	0
検査体制整備費		0	0
補助金総計	0	0	0

様式第2号（別紙1）⇒新規

様式第2号（別紙1）⇒新規

様式第2号（別紙1）

実施期間： 令和 年 月 日

（1）事業者ごとの検査実績 ※週次報告の件数と一致させる

該当週 期間開始日～期間終了日	定額促進事業			一般検査事業			合計
	PCR 抗原定量	抗原定性	計	PCR 抗原定量	抗原定性	計	
～			0			0	0
～			0			0	0
～			0			0	0
～			0			0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

（2）「実施場所（店舗・検査拠点）」ごとの無料検査の検査実績・営業日数

	実施場所 （店舗名・検査拠点名）	定額促進事業			一般検査事業			検査件数 計 (A)	当該月の営業日数 (B)	1日当たりの検査件数 (C) = (A)/(B)	1日当たり50件を超える場合の、 半値計算書提出の要否
		PCR 抗原定量	抗原定性	計	PCR 抗原定量	抗原定性	計				
1				0			0	0			
2				0			0	0			
3				0			0	0			
4				0			0	0			
5				0			0	0			
6				0			0	0			
7				0			0	0			
8				0			0	0			
9				0			0	0			
10				0			0	0			
合計		0	0	0	0	0	0	0			

〇 「〇」の場合、(1)と(2)の合計が一致

『1日当たり50件を超える場合の、半値計算書提出の要否』の結果による対応

×不要	全ての店舗で「×不要」の場合は、50件以下の半値を上限として、補助額を算出
〇必要	様式第2号（別紙2）により半値を計算して、補助額を算出

※「50件を超える」⇒小数点以下を切り上げるので、例えば、一日当たりの検査件数が「50.45」の場合は、「50件を超える」実施場所となります

様式第2号（別紙2）⇒新規

様式第2号（別紙2）⇒新規

様式第2号（別紙2） 1日当たりの検査実績が50件を超える実施場所の、検査費用等計算表

実施場所実施日数 0 実施場所(店舗等)名

検査件数	定着促進事業			一般検査事業			検査種別		合計
	PCR 抗原定量	抗原定性	計	PCR 抗原定量	抗原定性	計	PCR 抗原定量	抗原定性	
仕入日が2021.8.29以前のキ ットによる検査分			0			0	0	0	0…①
仕入日が2021.8.29以降のキ ットによる検査分			0			0	0	0	0…②
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

検査キット原価 (PCR検査・抗原定量検査)

(1)仕入日が2021.8.29以前のキットによる検査分…①
○上乗額の範囲で、仕入れ額(税込額)×実測件数で算出

(2)仕入日が2021.8.29以降のキットによる検査分…②

①補助上乗額

区分	基準額(A)	対応する件数(B)	補助額(A×B)	対応する件数(B)の考え方
① 1～50件	3,000 円	0 件	0 円	「50件×定着日数×PCR検査等の割合」
② 51件～100件	5,000 円	0 件	0 円	「(100件×定着日数×PCR検査等の割合)－①の件数」、又は「実測件数－①の件数」
③ 101件以上	3,000 円	0 件	0 円	「実測件数－(①＋②の件数)」
計		0 件	0 円	

(A)

②実際の検査キット原価

検査費用率額	PCR検査件数	小計	合計
		0	
		0	
		0	0(B)
合計	0	=	0

PCR等補助額＝
(A)と(B)の低い額
0 円

●定着促進事業実施期間中の場合⇒定着促進事業と一般検査事業の按分を計算します

事業区分	合計額	×	件数	÷	全件数	=	各事業ごとの額
定着促進事業	0 円	×	0 件	÷	0 件	=	※DIV/0! 円
一般検査事業	0 円	×	0 件	÷	0 件	=	※DIV/0! 円
合計							※DIV/0! 円

⇒様式第2号「1検査キット原価」に入
力、様式第2号の(A)欄は空欄にして、(B)
及び(C)欄に直接入力

検査キット原価 (抗原定性検査)

○上乗額の範囲で、仕入れ額(税込額)×実測件数で算出

区分		基準額(A)	対応する件数(B)	補助額(A×B)	対応する件数(B)の考え方
①	1～50件	2,500 円	0 件	0 円	「50件×定着日数」
②	51件～100件	1,800 円	0 件	0 円	「50件×定着日数」、又は「実測件数－①の件数」
③	101件以上	1,100 円	0 件	0 円	「実測件数－①＋②の件数」
計			0 件	0 円	

●定着促進事業実施期間中の場合⇒定着促進事業と一般検査事業の按分を計算します

事業区分	合計額	×	件数	÷	全件数	=	各事業ごとの額
定着促進事業	0 円	×	0 件	÷	0 件	=	※DIV/0! 円
一般検査事業	0 円	×	0 件	÷	0 件	=	※DIV/0! 円
合計							※DIV/0! 円

⇒様式第2号「2各種検査等」に入力、様
式第2号の(A)欄は空欄にして、(B)及び
(C)欄に直接入力

